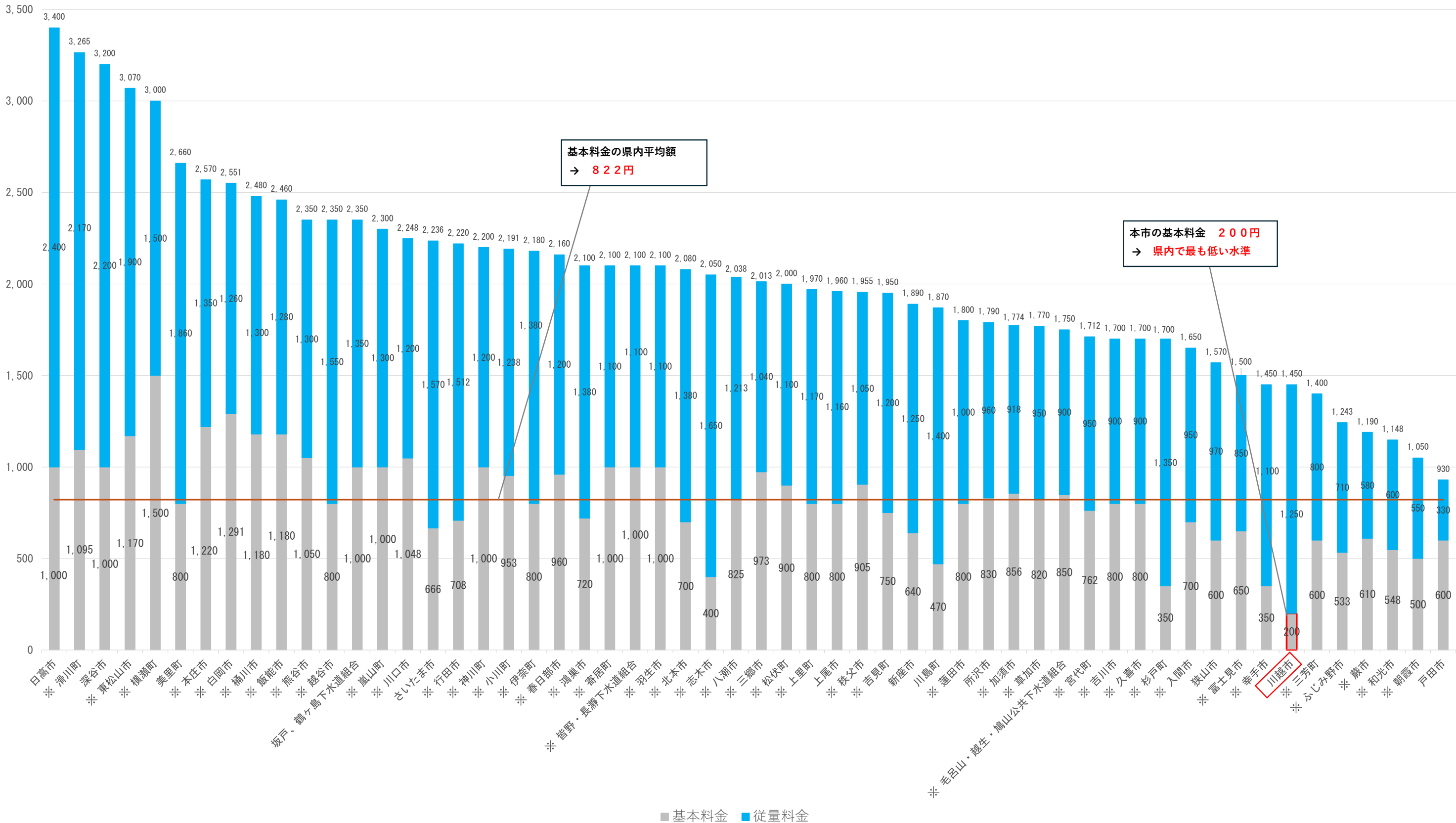


(円) 埼玉県内（５６事業体）における下水道使用料（１か月２０ｍ³当たり）の比較（基本料金・従量料金別）

4,000

※以下の３自治体は、下水道事業を実施していないため、
本グラフに掲載していません。
小鹿野町・ときがわ町・東秩父村



【備考】

- ・令和７年７月末時点を基準としています。
- ・今後の使用料改定が公表されている場合は、最新の改定内容を反映しています。
- ・基本水量制が採用されている場合は、事業体名の前に「※」を付しています。